

一般社団法人奈良県助産師会 研究倫理審査委員会規程

(前文)

一般社団法人奈良県助産師会では、助産研究の推進を図り研究対象者の人権に対し配慮したものであるのかを審査するために、ここに研究倫理審査委員会(以後、委員会)を設定するものである。

(設置及び目的)

第1条 一般社団法人奈良県助産師会定款第5章30条10の規程により、理事会は、倫理委員会の役割も兼任する。本委員会(理事会兼任)は「助産師の倫理要綱(日本助産師会：助産師の声明8. 専門的知識や技術の発展)」に基づき、以下を目的とする。

(1) 一般社団法人奈良県助産師会の研究倫理審査を実施を目的とする。

(委員の構成)

第2条 委員は理事が兼任(委員長は奈良県助産師会会長が兼任)、任期は理事選任期間とするが、再任を妨げない。委員は、常任理事とする。なお、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(秘密保持)

第3条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を他に漏らしてはならない。委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

(倫理審査の対象)

第4条 対象者の条件は一般社団法人奈良県助産師会会員であり、研究内容に倫理的配慮が必要な場合で且つ、公表を前提として実施される研究等を対象とする。

(審査申請の手順)

第5条 申請者は、倫理審査必要書類(別紙参照)1部を、奈良県助産師会会長に提出する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員が当該研究等に関係するものである場合は、当該委員は当該研究等に関する審査に加わることはできない。また、委員会は、委員以外からの意見等が必要と認めた場合は会議の出席を求め、必要な協力を得ることができる。

早急に審査が求められる場合は、Web での書類審査で可否の決定をすることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は審査で知り得た個人および研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合など正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(倫理審査申請の費用)

第 8 条 申請者が奈良県助産師会の会員の場合は、研究倫理審査申請の費用は無料とする。

附則 この規定は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。